

令和 8 年 3 月 5 日
総務部職員課

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部改正について（概要）

1 趣旨

江東区職員の給与に関する条例等に規定する給料表の適用を受けない会計年度任用職員について、令和 8 年度より、特別区人事委員会の勧告等に基づく給与改定に準じて報酬額の改定を行うこととなったことに伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

第 4 条第 1 項に規定する別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事する会計年度任用職員について、報酬額の上限を引き上げる。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事する会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあつては<u>300,000円</u>、日額で定める職にあつては<u>16,700円</u>、時間額で定める職にあつては<u>2,800円</u>を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種又は職の分類により難しいものと任命権者が認める職に従事する会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあつては<u>347,100円</u>、日額で定める職にあつては<u>19,322円</u>、時間額で定める職にあつては<u>3,240円</u>を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条～第21条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>